



埼玉県報

第452号
令和5年(2023年)
9月29日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則（文書課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則（教委・総務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(河川砂防課)
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示(出納総務課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 県立学校ペーパーレス支援ソフト導入業務委託に関する落札者等の公示(県立学校人事課)
- 県立学校事務室用ノートパソコンの賃貸借に関する落札者等の公示(県立学校人事課)
- 高齢者講習用動体視力計及び夜間視力計の購入に関する落札者等の公示(会計課)
- 高度警察情報通信基盤システム連携サーバの賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 県道上尾環状線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借(ファイナンス・リース)に関する落札者等の公示(水質管理センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動(選挙管理委員会)

規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第2種文書等（保存期間が10年の文書等）の項中13を14とし、12の次に次のように加える。

13 埼玉県財務規則第235条の規定により10年間保存するものとして会計管理者が定めるもの

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二及び様式第一号の三を次のように改める。

様式第1号の2 (第1条の2関係)

小児慢性特定疾病医療費支給申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒

(注1) フ リ ガ ナ

氏 名

個 人 番 号

電 話 番 号

受診者との続柄

児童福祉法第19条の3第1項の規定により、次のとおり小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

受 診 者	小児慢性 特定疾病 受給者番号								※他の疾病で支給を受けている場合及び継続申請の場合に記入してください。	
	フリガナ									
	氏名(注2)									
	居住地 (申請者と同じ場合は省略可)	〒								
	生年月日	年 月 日 (歳)								
	加入医療保険 等	フリガナ							受 診 者 と の 続 柄	
		被保険者 氏 名								
		保険者名称							記号・番号	
	小児慢性 特定疾病名(注3)							支給開始希望 年月日(注4)	年 月 日	
	支給開始希望年月日が申請日の1か月以上前の日付となる場合は、理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []									
自己負担上限月額 の特例(該当する ものに○)(注5)	療養負担過重患者 人工呼吸器等装着者 高額治療継続者									
所得状況を証明する書類の省略を希望する場合は、氏名を記入してください。 <input type="checkbox"/> 自己負担上限月額の階層区分がⅥ(最高額)となることを承諾し、所得状況等を証明する書類は提出しません。 (加入する医療保険が国民健康保険組合の場合は、省略できません。) 申請者氏名 <input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税の場合(非課税証明書等の提出が必要)で保護者の収入が80万円を超えるため、自己負担上限月額の階層区分がⅢとなることを承諾し、各種年金・特別児童扶養手当等の証明書は提出しません。 申請者氏名										
申請に関する連絡先(申請者以外の場合に記入してください。)										
フリガナ							受 診 者 と の 続 柄			
氏 名										
居住地	〒						電 話 番 号			

(注1) 受診者が18歳未満の場合は保護者、18歳以上の場合は本人が申請してください。

(注2) 申請者本人と異なる場合に記入してください。なお、申請者本人の場合は本人と記載してください。

(注3) 複数の疾病がある場合は全て記入してください。疾患群の異なる疾病や同じ疾患群でも治療内容の異なる疾病については疾病毎の医療意見書の提出が必要です。

(注4) 支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たすと診断した日又は申請を受理した日の1か月前(申請できなかったやむを得ない理由がある場合は最長3か月前)の同じ日のいずれか遅い日まで遡ることができます。医療意見書に記載された診断年月日等、支給開始日として適当と考えられる日を記入してください。継続申請の場合は記入不要です。

(注5) 特例に該当する場合は、併せて重症患者認定申請を行ってください。

<受診者と同一の公的医療保険に加入する方の情報（支給認定世帯、按分世帯の確認）>

- 1 受診者本人と同一の公的医療保険（以下「健康保険」という。）に加入する方（健康保険の被保険者証の記号・番号が受診者と同じ方）全員を記入してください（同居・別居は関係ありません。）。
- 2 受診者本人が国民健康保険（市町村発行）又は国民健康保険組合に加入している場合で、保護者が後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、健康保険が異なりますが、保護者も記入してください。
- 3 個人番号は受診者本人及び受診者と同一の健康保険に加入する方のうち、被保険者（2の後期高齢者医療制度の被保険者を含む。）のみ記入してください。なお、当該制度において、既に提出済みの場合は記入不要です。

世帯員氏名 個人番号 <small>※既に提出済みの場合は不要</small>	居住地 (注1)	受診者 との 続柄	生年月日	小児慢性又は指定 難病受給者は該当 するものに☑ (申請中を含む。)	左記の 受給者番号	1月1日時点(注2) の居住市区町村・ 郵便番号
	/	本人	年 月 日	<input type="checkbox"/> 指定難病 <small>(今回申請する小児慢性 疾病以外の指定難病)</small>		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病		市・区 町・村 〒

(注1) 受診者と異なる場合に記入してください。

(注2) 新規申請：申請が1月～6月の場合は前年の1月1日時点、7月～12月の場合は当年の1月1日時点
継続申請：当年の1月1日時点

<受診を希望する指定小児慢性特定疾病医療機関>

受診を希望する病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの名称及び所在地を記入してください。

該当する場合は☑		<input type="checkbox"/> 院外薬局の利用はない	
名 称	1	2	
所在地			
名 称	3	4	
所在地			
名 称	5	6	
所在地			
名 称	7	8	
所在地			
名 称	9	10	
所在地			

様式第1号の3 (第1条の2関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒
 (注1) フ リ ガ ナ
 氏 名
 電 話 番 号
 受診者との続柄

児童福祉法第19条の5第1項の規定により、支給認定に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

公費負担者番号										フリガナ		
受給者番号										受診者氏名(注2)		
居住地		〒							生年月日			
指定小児慢性特定疾病医療機関	変更前	名称								変更後(注3)	名称	
		所在地									所在地	
		名称									名称	
		所在地									所在地	
		名称									名称	
		所在地									所在地	
自己負担上限月額及び自己負担上限月額に関する事項		事項理由										
支給認定に係る小児慢性特定疾病		名称										
		理由										
		支給開始希望年月日(注4)	年			月			日			
小児慢性特定疾病		支給開始希望年月日が申請日の1か月以上前の日付となる理由 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []										

(注1) 受診者が18歳未満の場合は保護者、18歳以上の場合は本人が申請してください。
 (注2) 申請者本人と異なる場合に記入してください。なお、申請者本人の場合は本人と記入してください。
 (注3) 医療機関を追加する場合には、変更後に記入してください。
 (注4) 支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たすと診断した日又は申請を受理した日の1か月前(申請できなかったやむを得ない理由がある場合は最長3か月前)の同じ日のいずれか遅い日まで遡ることができます。医療意見書に記載された診断年月日等、支給開始日として適当と考えられる日を記入してください。

- 添付書類
- 1 医療受給者証
 - 2 変更内容が確認できる書類

附 則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

（表面）
 指定難病の医療給付に係る支給認定申請書
新規 更新 転入

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

個人情報等に係る同意事項（裏面）に同意した上で、下記のとおり支給認定を受けたいので申請します。

申請者氏名 （患者が18歳未満の場合は保護者氏名）		患者との続柄	
------------------------------	--	--------	--

1-1 患者に関する事項 ※現に支給認定を受けている方のみ公費負担者番号と受給者番号を記入

公費負担者番号※		受給者番号※	
居住地	〒		
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
電話番号			
加入健康保険	フリガナ	患者との続柄	
	被保険者氏名	記号・番号 <small>（後期高齢者医療被保険者の場合は被保険者番号）</small>	
	保険者名称		

1-2 保護者に関する事項（患者が18歳未満であり、保護者が申請する場合のみ記入）

居住地	〒	<small>□←患者と同居の場合、チェックしていたければ居住地の記載を省略できます。</small>
フリガナ		患者との続柄
氏名		
電話番号		

1-3 送付先に関する事項（申請者の居住地以外に、医療受給者証等の書類送付を希望する場合のみ記入）

居住地	〒	
フリガナ		患者との続柄
氏名		
電話番号		

2 指定難病に関する事項

病名 <small>（複数ある場合は全て記入）</small>	1		3	
	2		4	
特例事項 <small>（該当する場合のみチェック）</small>	□人工呼吸器等を使用している。		□軽症者特例に該当する。	
	□高額難病治療継続者である。			
受診を希望する指定医療機関	名称			
	所在地			

(裏面)

3 支給認定基準世帯員（患者と同じ健康保険に加入している方）等に関する事項

患者と同じ健康保険に加入している方全員を枠内に記入してください。

指定難病・小児慢性の支給認定状況欄には、指定難病若しくは小児慢性の医療給付に係る支給認定を受けた患者に該当する場合、又は支給認定の申請中である場合のみ○を付けてください。

フリガナ 氏名	生年月日	患者との続柄	指定難病・小児慢性の 支給認定状況 (○を付けた場合は右欄も記入)	受給者番号 (申請中の場合は 「申請中」と記入)
患者本人		本人	小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	
	年 月 日		指定難病・小児慢性	

※自己負担上限月額が最高額になることを申請者が承諾する場合は、課税証明書等の添付を省略することができます。ただし、被用者保険に加入し、かつ被保険者の市町村民税が非課税の方及び国民健康保険組合に加入している方は省略できません。

自己負担上限月額が最高額になることを承諾し、市町村民税（所得割）額等を証明する書類は提出しません。
申請者氏名

4 指定難病医療給付の開始時期に関する事項（新規で申請される方のみ記入）

医療費助成の開始日として希望する年月日

年 月 日

上記で希望する日が申請日から1か月以上前となっている理由
(希望する日が申請日から1か月以上前となっている場合は、必ず下記にチェックをしてください。)

臨床調査個人票の受領に時間を要したため
 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため
 その他 ()

※申請日からの遡りの期間は、診断日までとし、原則として1か月以内とします。ただし、診断日から1か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長できます。

5 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づく個人情報及び調査結果等を

1. 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居先の都道府県又は指定都市に引き継ぐこと
2. 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する目的に使用すること
3. 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に関する事項の照会を行い回答を得ることに同意します。

※本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支給認定に関する目的以外に使用しません。

6 臨床調査個人票の研究利用に関する事項

(臨床調査個人票を併せて提出する場合はチェックをしてください。)

私は、提出した臨床調査個人票が、指定難病に係る研究等のための基礎資料に利用されることについて、厚生労働大臣に対して

同意する 同意しない

※詳細については、別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を参照してください。

個人番号記載票

年 月 日

患 者	フリガナ							生年月日		
	氏 名									
	住 所									
	個人番号 (マイナンバー)									
保 護 者 (患者が18歳未満の場合のみ記入)	フリガナ							生年月日		
	氏 名									
	住 所									
	個人番号 (マイナンバー)									
受給者番号										
支給認定基準世帯員 (患者と同じ健康保険に加入している方)	一人目	フリガナ							生年月日	
		氏 名								
		住 所								
		個人番号 (マイナンバー)								
	二人目	フリガナ							生年月日	
		氏 名								
		住 所								
		個人番号 (マイナンバー)								
	三人目	フリガナ							生年月日	
		氏 名								
		住 所								
		個人番号 (マイナンバー)								

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。

様式第2号（第1条関係）

（表面）

支給認定に係る事項の変更申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

支給認定に係る事項を下記のとおり変更したいので申請します。

申請者名 （患者が18歳未満 の場合は保護者名）		患者と の続柄	
電話番号			

1-1 交付を受けた医療受給者証に記載されている事項（必ず記入してください。）

公費負担者番号		受給者番号	
患者氏名		患者居住地	

1-2 保護者に関する事項（患者が18歳未満であり、保護者が申請する場合のみ記入）

保護者氏名		保護者居住地	
□←患者と同居の場合、チェックしていただければ居住地の記載を省略できます。			

2 変更を申請する指定医療機関

名称・所在地	
--------	--

3 変更を申請する自己負担上限月額及び自己負担上限月額に関する事項

自己負担上限月額及び自己負担上限月額に関する事項 （該当するものに○）	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着者としての認定を希望する。 （○を付けた場合は、「6 臨床調査個人票の研究利用に関する事項」を必ず御確認ください。）
	<input type="checkbox"/>	高額難病治療継続者（高額かつ長期）としての認定を希望する。
	<input type="checkbox"/>	生活保護の受給を開始した。
	<input type="checkbox"/>	医療費算定対象世帯員（患者と同じ健康保険に加入している者）が指定難病又は小児慢性特定疾病に係る支給認定を新たに受けた（申請を行った）。
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

4 変更を申請する指定難病に関する事項（疾患変更・疾患追加のどちらかに○を付けてください。）

疾患変更	指定難病 の名称	
疾患追加		

(裏面)

5 指定難病医療給付の開始時期に関する事項 (疾患変更・疾患追加で申請される方のみ記入)

医療費助成の開始日として希望する年月日

____年 ____月 ____日

上記で希望する日が申請日から1か月以上前となっている理由

(希望する日が申請日から1か月以上前となっている場合は、必ず下記にチェックをしてください。)

- 臨床調査個人票の受領に時間を要したため
- 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
- 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため
- その他 ()

※申請日からの遡りの期間は、診断日までとし、原則として1か月以内とします。ただし、診断日から1か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長できます。

6 臨床調査個人票の研究利用に関する事項

(臨床調査個人票を併せて提出する場合はチェックをしてください。)

私は、提出した臨床調査個人票が、指定難病に係る研究等のための基礎資料に利用されることについて、厚生労働大臣に対して

同意する 同意しない

※詳細については、別紙「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を参照してください。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条ただし書及び第三十五条ただし書中「、違約金その他」を「及び違約金（あらかじめ調定を行うものを除く。）並びに」に改め、「行うもの」の下に「及び第三十九条の二の納付書兼領収書による納付を受けた後に調定を行うもの」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（納付書兼領収書による歳入の納付）

第三十九条の二 歳入徴収権者は、政令第百五十四条第三項ただし書の規定による納入の通知をする場合において、必要があると認めるときは、納付書兼領収書により納付させることができる。

第四十条第一項中「納入通知書兼領収書」の下に「、納付書兼領収書」を加える。別記の表二十三の項の次に次のように加える。

23の2	納付書兼領収書、納付書、収納済通知書	39の2, 125
------	--------------------	-----------

様式第二十三号（七）の次に次の三様式を加える。

様式第23号の2(3) (第125条関係)

電算用

収納済通知書

納入者

市 郡

町 区
村

下記のとおり収納しましたから
通知します。

納付目的

書類区分	3	4	5	6	課 所	10	11	年度	13	14	会 計	15
F	2	4										

款	16	17	18	項	19	20	目	21	22	節	23	24	説明	25

金額	26	27	28	29	30	31	納付番号	37	38	収納年月日	53	54	金融機関コード	60
十	千	百	十	億	千	百								
十	千	百	十	億	千	百								

収納済印

課所→納入者→金融機関→会計管理課

埼玉県

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十八号

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二種文書等(保存期間が十年の文書等)の項中十二を十三とし、十一の次に次のように加える。

12 埼玉県財務規則第235条の規定により10年間保存するものとして会計管理者が定めるもの

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二種文書等(保存期間が十年の文書等)の項中九を十とし、八の次に次のように加える。

9 埼玉県財務規則第235条の規定により10年間保存するものとして会計管理者が定めるもの

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千五十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第五回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和五年十月三日（火）から令和五年十月二十五日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和五年十一月二日（木）から同月三日（金）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和五年十一月十日（金）から同月十二日（日）までの間の一日

- 七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）
- イ 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七
陸上自衛隊大宮駐屯地
- ロ 埼玉県熊谷市拾六間八三九
航空自衛隊熊谷基地
- 八 採用予定時期
令和六年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日
- 九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称
- イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階
自衛隊埼玉地方協力本部
（電話〇四八―八三一―六〇四三）
（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）
（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）
- ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
（電話〇四八―六五一―二四二〇）
- ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
（電話〇四―二九二三―四六九一）
- ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
（電話〇四八―四六六―四四三五）
- ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
（電話〇四八―五二二―四八五五）
- ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所
（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社わせだ 埼玉県三郷市大広戸822番地3
- 5 落札金額
8,420,676円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年7月25日

告 示

埼玉県告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額
17,911,762円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年7月25日

告 示

埼玉県告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
11,234,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年7月25日

告 示

埼玉県告示第千五十八号

戸田市から戸田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団愛友会 伊奈病院	友会	北足立郡伊奈町小室五〇一 四―一	令和五年八月六日
おおこし内科クリニック	大越 亮	草加市草加四―一―九ルピナス 草加Ⅱ二〇五	令和五年八月一日
医療法人社団東光会 戸田中央病理診断科クリニック	光会	戸田市本町一―一四―一 三階	令和五年二月一日
平沢眼科	平沢 学	志木市本町四―三―一七	令和五年九月一日
宮本眼科医院	医療法人宮本眼科医院	加須市本町二―二九	令和五年八月十三日
あらおファミリ―クリニック	荒尾 正人	鶴ヶ島市脚折町五―七―五	令和五年九月一日

社会福祉法人忠黎 会 鶴ヶ島ほっこ り村診療所	医療法人社団平沼 沼歯科医院	IS 歯科クリニッ ク新三郷	ひまわり薬局 所 沢	コスモス薬局	けやき薬局	どれみ薬局	げんき童薬局	ふれあい薬局	ヴェルペン花みず 木薬局	訪問看護ステーション オール
社会福祉法人忠 黎会	医療法人社団平 沼歯科医院	医療法人社団祥 世会	株式会社グリー ンエイト	株式会社ファイ ルドファーマシ	株式会社ファイ ルドファーマシ	株式会社ファイ ルドファーマシ	株式会社ファイ ルドファーマシ	株式会社ファイ ルドファーマシ	株式会社ヴェル ペンファルマ	合同会社オール
鶴ヶ島市高倉七七三―一	秩父市上町一―六―二	三郷市采女一―二〇五―三	所沢市東狭山ヶ丘六―二八三 八―三ルークスクエア一階	熊谷市本石二―二五四	熊谷市上之一五五七―一	本庄市西富田三二七―三	深谷市上野台二四五六―八	桶川市倉田二五四―六	坂戸市につさい花みず木三― 一二―一四	戸田市下戸田一―七―一六ダ イヤメゾン戸田公園三〇五号 室
令和五年九月 一日	令和五年七月 一日	令和五年八月 三日	令和五年八月 一日	令和五年八月 一日	令和五年八月 一日	令和五年八月 一日	令和五年八月 一日	令和五年八月 一日	令和五年七月 十五日	令和五年八月 一日

エイビー訪問看護 リハビリステーション	株式会社A B Y	入間市上藤沢三五―七サイレ ント東野B一〇一	令和五年九月 一日
T & M訪問看護ス テーション	合同会社T & M	東松山市新宿町二二―一六ハ イツ扇一〇一	令和五年四月 一日
桶川訪問看護ステ ーション	合同会社M a l a m a	桶川市若宮二―三四―一中央 グリーンパーカー一〇一号室	令和五年八月 一日
訪問看護ステーション いつき鴻巣	株式会社ハート ヴィレッジ	鴻巣市小松四―一―三一フオ アハウス一〇一	令和五年七月 一日
訪問看護ステーション アルゴ朝霞	医療法人五麟会	朝霞市本町一―三四―一ボン ビラージュ三〇五号室	令和五年八月 一日
訪問看護ステーション いつき所沢	株式会社ハート ヴィレッジ	所沢市小手指町四―一七―四 八光ビル一階B号室	令和五年九月 一日
訪問看護ステーション アふじみ野	株式会社マママン	ふじみ野市上福岡一―一四― 五〇リカルドビル三F	令和五年八月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
久保島 一誠		長原環七通り接骨院	東京都大田区上池台一 ―五―一六	令和五年八月四日
真木 裕		流山江戸川台駅東口鍼灸接骨院	千葉県流山市江戸川台東一―三	令和五年七月二十日
片桐 みなみ		KEiROWさいたま緑区ステーション	さいたま市緑区中尾三四三―一―二〇一	令和五年九月一日
		KEiROW入間ステーション	入間市東藤沢四―一六―一二―二〇二	
		KEiROW川越ステーション	川越市霞ヶ関北二―六一―一―一〇三	
久保田 勝弘		やまちゃん治療院	北本市本宿一―三七―三	令和五年九月一日
神田 奈保		はり・きゆう・マッサージみなが和	さいたま市緑区東浦和 三―一三―二五大山ビル一〇三	令和五年七月一日
島田 瑞喜		ベスト治療院	上尾市原市一四二五―四四	令和五年八月一日

小里 雄一	岩崎 賢三	橋本 直樹		
アルク治療院	術所 ツサージュ上尾施	越ステーション	KEiROW川 間ステーション	KEiROWさ いたま緑区ステ ーション
富士見市鶴馬一―一七 ―二三	二〇六 上尾市浅間台四―二三 ―一〇アヴァンセ上尾	川越市霞ヶ関北二―六 ―一―一〇三	入間市東藤沢四―一六 ―一二―二〇二	さいたま市緑区中尾三 四三―一―二〇一
令和五年九月 一日	令和五年八月 一日	令和五年八月 十七日		

告示

埼玉県告示第千六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
柳島ファミリークリニック	名称	柳島クリニック	柳島ファミリークリニック

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
池上 颯	施術所	所在地	深谷市東大沼一四 三ーダイアパレス 深谷第二一ー〇五	熊谷市石原八〇四 一ー三サンライズ石 原一〇二号

告示

埼玉県告示第千六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団愛友会 伊奈病院	北足立郡伊奈町大字小室九四一九	令和五年八月六日
おおた泌尿器科・内科クリニック	草加市草加四―一―九ルピナス草加Ⅱ 二〇五	令和五年七月三十一日
医療法人社団白報会 そうか在宅診療所	草加市栄町三―一―一四―三	令和五年七月三十一日
はんだ内科クリニック	志木市本町六―一八―五 一F	令和五年七月三十一日
眼科龍雲堂医院	志木市本町四―三―一七	令和五年七月二十九日
宮本眼科医院	加須市元町九―四	令和五年八月十二日
高沢医院	鶴ヶ島市脚折町六―一八―七	令和五年七月二十日

二 指定施術機関

渡邊 将志	氏 名
	住所
株式会社ベスト	名 称
鴻巣市鎌塚一八一六 三	所 在 地
令和五年八月十八 日	施 術 所
	廃止年月日

告示

埼玉県告示第千六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
ことぶき歯科医院	北足立郡伊奈町寿二―一四三― 二	令和五年九月三十日
タケノコ歯科・矯正 歯科クリニック	草加市青柳七―二〇―一〇	令和五年十一月三十日

告示

埼玉県告示第千六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	双葉薬局
所在地	四 坂戸市薬師町一―
休止年月日	令和五年七月一日

告示

埼玉県告示第千六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	デザイナーサービスセンターみずほ台		所在地	埼玉県東みずほ台三一二		開設者名	社会福祉法人 富士見市社会 福祉協議会		サービスの種類	認知症対応型 通所介護	指定年月日	令和五年四月一日
黒沢薬局 町店 加美			鴻巣市加美一 三 五			株式会社黒沢 薬局			介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	令和五年六月一日	

告示

埼玉県告示第千六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
日生薬局 和光店	事業所所在地	メデインスンシ ヨップはまな す薬局	和光市新倉二 五 四九日 五 四九ミ アヘルサオア シス 和光一階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
はまなす薬局	事業所名称	メデインスンシ ヨップはまな す薬局	和光市新倉二 五 四九日 五 四九ミ アヘルサオア シス 和光一階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導

告示

埼玉県告示第千六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	高沢医院	所在地	鶴ヶ島市脚折町 六―一八―七	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	廃止年月日	令和五年七月二十 日
	さくら記念病院	富士見市水谷東 一―二八―一		介護予防居宅療養 管理指導	訪問看護 居宅療養管理指導	平成二十九年十二 月三十一日	

<p>デイサービスセンター みずほ台</p>	<p>いちようの木</p>	<p>医療法人社団康寧 会 立川歯科</p>	
<p>富士見市東みずほ台三二一</p>	<p>白岡市上野田五 一四</p>	<p>戸田市本町二一 一〇一 F一六</p>	
<p>通所介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>介護予防居宅療 養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指 導</p>
<p>平成十八年四月五日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>令和五年五月三十一日</p>	

告示

埼玉県告示第千六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
タケノコ歯科・矯正歯科クリニック	草加市青柳七―二〇―一〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和五年十一月三十日

告 示

埼玉県告示第千六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

石川 剛久	藤村 陽都	村岡 香織	山岸 宏江	梶 兼太郎
平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由	音声・言語機能障 害、そしやく機能障 害、肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由、呼吸器 機能障害	音声・言語機能障 害、そしやく機能障 害、肢体不自由	音声・言語機能障 害、そしやく機能障 害、肢体不自由
神経内科	脳神経外科	リハビリテーシ ョン科	リハビリテーシ ョン科	リハビリテーシ ョン科
医療法人社団博翔会桃 泉園北本病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会新久喜総合病 院	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	医療法人蒼龍会武蔵嵐 山病院	国立病院機構東埼玉病 院
北本市深井三―七十五	久喜市上早見四百十八 ―一	和光市諏訪二―一	東松山市上唐子千三百 十二―一	蓮田市黒浜四千百四十 七
令和五年九月十五日	令和五年九月十五日	令和五年九月十五日	令和五年九月十五日	令和五年九月十五日

馬場 裕信	萩原 奏	吉永 敦史	米谷 重俊	栗田 淳
小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
外科	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科	外科
草加市立病院	みさと健和病院	草加市立病院	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	あげお本町クリニック
― 草加市草加二―二十一	三郷市鷹野四―四百九十四―一	― 草加市草加二―二十一	十七―一 富士見市鶴馬千九百六	上尾市本町六―十二―三十三
令和五年九月十五日	令和五年九月十五日	令和五年九月十五日	令和五年九月十五日	令和五年九月十五日

告 示

埼玉県告示第千六十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

岡本 寧一	大竹 裕志	桂田 純二郎	小林 文	医師の氏名
視覚障害	心臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	指定障害区分
医療法人春水会さくら眼科・内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人俊仁会埼玉よりい病院	医療法人社団鴻愛会ここのす共生病院	医療機関の名称
二 所沢市けやき台一―八―	上尾市柏座一―十―十	十五 大里郡寄居町用土三百九	一 鴻巣市上谷二千七十三―	医療機関の所在地
令和五年六月三十日	令和五年六月二十日	令和五年六月二日	令和五年三月三十一日	辞退年月日

告 示

埼玉県告示第千七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社アイサワ興産 代表取締役 逢澤寛人

東京都港区南青山五丁目九番十二号―六百三

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年五月二十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七百三十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年九月二十日

二 縦覧期間

令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千七百七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県朝霞県土整備事務所において縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寺の上地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十六号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	和光市	白子三丁目		七三二番二
二	同	同		七三二番二
三	同	同		七二六番一
四	同	同		七二六番一〇
五	同	同		七二六番一〇
六	同	同		七二六番九
七	同	同		七二六番一六
八	同	同		七二七番一
九	同	同		七二六番二一
十	同	同		七二六番二一
十一	同	同		七二六番二一
十二	同	同		七二六番二二地先
十三	同	同		七二六番三
十四	同	同		七二六番三

二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	和光市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	白子三丁目
七二六番二一	七二六番一地先	七二六番一	七二六番二八	七二六番二〇	七二六番二〇						

告示

埼玉県告示第七七十二号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和五年十月一日から施行する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第十四項第一号中「現金（）」の下に「法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるもの、」を加え、同項第四号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項第五号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第六号中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同表第十五項とし、同表第十三項を同表第十四項とし、同表第十二項を同表第十三項とし、同表第十一項第一号中「現金」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるものを除く。）」を加え、同項を同表第十二項とし、同表第十項を同表第十一項とし、同表第九項中「出納員の所属する課等」を「警察本部施設課」に改め、同項を同表第十項とし、同表第八項を同表第九項とし、同表第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「現金」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるものを除く。）」を加え、同項を同表第八項とし、同表第六項第一号中「現金」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるものを除く。）」を加え、同項を同表第七項とし、同表第五項を同表第六項とし、同表第四項第一号中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同表第五項とし、同表第三項の次に次の一項を加える。

4	出納総務課の出納員（課長の職にある出納員並びに出納審査幹及び課長があらかじめ指定する専門員の職にある出納員を除く。）
六	一 地方自治法（以下「法律」という。）第二百三十一条の二の五第一項の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付される現金（次号の現金を除く。）の収納及び保管を行うこと。 二 出納総務課に属する現金の収納（国費に係るものを除く。）及び保管を行うこと。 三 出納総務課に属する即日払出しを要する入札保証金の払出しを行うこと。 四 出納総務課に属する有価証券、物品（埼玉県証紙を除く。）及び占有動産の収納及び保管を行うこと。 五 出納総務課に係る支出負担行為のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出の命令をするもの及び当該支出に係る精算調書により支出の命令をするものに関する確認を行うこと。 六 出納総務課に係る誤納金又は過納金の戻出の決定に

<p>七 関する確認を行うこと。 出納総務課に係る支出負担行為で、資金前渡及び概算払に係る精算調書の審査を行うこと。</p> <p>八 出納総務課に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の第三項の規定による精算調書等の提出を受けること。</p> <p>九 出納総務課に属する歳入歳出外現金の払出しの通知の審査を行うこと。</p>

別表第二第一項中「第五項まで」を「第三項まで、第五項及び第六項」に改める。

告 示

埼玉県告示第七十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十一番十一号 埼玉県行政書士会

二 取消年月日

令和五年九月二十九日

告 示

埼玉県告示第七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
県立学校ペーパーレス支援ソフト導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課働き方改革・組織マネジメント担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECネットエスアイ株式会社 東京都港区芝浦3丁目9番14号
- 5 落札金額
80,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年6月30日

告 示

埼玉県告示第七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

県立学校事務室用ノートパソコンの賃貸借 176台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課働き方改革・組織マネジメント担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月18日

4 落札者の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号

5 落札金額

28,617,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月11日

告 示

埼玉県告示第千七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
高齢者講習用動体視力計及び夜間視力計の購入 6式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
興和株式会社 愛知県名古屋市中区錦3丁目6番29号
- 5 落札金額
38,852,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年6月27日

告 示

埼玉県告示第千七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高度警察情報通信基盤システム連携サーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月1日（金）から令和11年2月28日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部地域部通信指令課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
地域部通信指令課企画指導係 電話048-832-0110 内線3623

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年11月10日（金）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年11月9日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年11月10日（金）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年11月10日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年11月2日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和5年10月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Server
Connected with Police Integrated Info-communication Infrastructure.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m.
November 10, 2023 By mail; 5:00 p.m. November 9, 2023 In person; 9:55
a.m. November 10, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

上尾環状線	路線名
(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) 同郡同町大字小室字丸山一〇二六番三地先まで 北足立郡伊奈町大字小室字丸山一〇二五番三地先から	供用開始の区間
令和五年九月二十九日	供用開始の期日
令和二年十一月六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一六四・五五メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北本市深井二丁目五番一〇地先から 同市深井二丁目五番一二地先まで		区 間
一四・九〇〇一五・一三	一三・九八〇一四・〇六	敷地の幅員 (メートル)
三二・四二		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	北本市深井二丁目五番一〇地先から 同市深井二丁目五番一二地先まで
供用開始の期日	令和五年九月二十九日
備考	令和五年九月二十九日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第十一号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長三一・四メートル

告 示

埼玉県公営企業告示第三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等件名及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借（ファイナンス・リース）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県水質管理センター検査担当
埼玉県行田市小針1632番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 公共営業部
部長 前田 純
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額(税抜)
31,710,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年6月23日

告示

埼玉県選管告示第六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム 越谷さくらの杜	
新	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 越谷	埼玉県越谷市新川町二丁目二百四十七番地